○物品購入(リング型送風機)に係る一般競争入札の公告

物品購入(リング型送風機)について、次のとおり一般競争入札を行うので、地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の6第1項の規定に基づき公告する。

令和7年10月10日

秋田県知事 鈴木 健太

- 1 入札に付する事項
- (1) 購入物品名及び数量
 - ・リング型送風機 3台
- (2) 購入物品の仕様等 仕様書による。
- (3)納入期限

令和8年3月13日

(4) 納入場所

住 所 秋田県秋田市山王四丁目1-1

名 称 秋田県庁 本庁舎 6階 下水道マネジメント推進課

2 入札参加資格

入札に参加する資格を有する者は、次のすべての要件を満たしている者とする。

- (1) 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当しないこと。
- (2)会社更生法(平成14年法律第154号)に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法 (平成11年法律第225号)に基づく民事再生手続開始の申立てがなされている者(手続 開始の決定を受けた者を除く。)でないこと。
- (3) 秋田県税に滞納がない者であること。
- (4) 秋田県暴力団排除条例(平成23年秋田県条例第29号)第2条に規定する暴力団員又は 暴力団と密接な関係を有する者に該当しないこと。
- (5) 秋田県物品の製造の請負、買入れ等に係る競争入札参加資格等に関する要綱(以下「入札 参加資格要綱」)第6条に基づく物品供給業者等登録名簿に登録されていること。
- 3 競争入札参加資格確認申請書等の提出

入札に参加しようとする者は、次に定める書類を提出しなければならない。

(1) 提出書類等

ア 競争入札参加資格確認申請書

イ 納入物品明細書 (様式任意:物品の仕様が判るもの)

(2) 提出期間

令和7年10月10日(金)から同年10月30日(木)まで。ただし、秋田県の休日を 定める条例(平成元年秋田県条例第29号)第1条第1項に規定する県の休日(以下「休日」 という。)を除く。

(3) 提出時間

午前9時から午後4時まで

(4) 提出場所

秋田県建設部下水道マネジメント推進課経理チーム (〒010-8570 秋田市山王四丁目1-1)

(5) 提出部数

1部

(6) 競争入札参加資格確認申請書の配布

本公告と同時に秋田県公式Webサイト「美の国あきたネット」に公告日より掲載し配布するものとする。

4 仕様書等の交付

仕様書、請書案については、令和7年10月10日(木)から同年11月4日(火)までの期間、秋田県公式Webサイト「美の国あきたネット」に掲載する。

- 5 仕様書等に対する質問及び回答
- (1) 仕様書等に対する質問は、令和7年10月24日(金)午後4時までに秋田県建設部下水道マネジメント推進課流域設備チーム宛てに書面により提出すること。
- (2)上記質問に対する回答は、令和7年10月29日(水)午後4時までに秋田県公式WEBサイト「美の国あきたネット」に掲載する。
- 6 入札保証金 免除する。

7 契約保証金

(1) 契約保証金の納付

落札者は、請書の提出と同時に契約金額の10分の1以上の金額を納付しなければならない。ただし、次に掲げる担保の提供をもって代えることができる。

ア 契約保証金に代わる担保となる有価証券

イ 銀行等又は保証事業会社の保証

(2) 契約保証金の免除

落札者は、契約締結までに次のいずれかの書類を提出し、契約保証金の全部又は一部の免除を申し出ることができる。この場合において、免除が認められたときは、その契約保証金の納付を要しない。

ア 秋田県知事を被保険者とする履行保証保険契約書

イ 過去二年間の間に国又は地方公共団体へ種類及び規模をほぼ同じくする2件以上の物品 納入を確認できる書類の写し

8 入札書等の提出方法

(1) 記載方法

入札書は封筒に入れ密封し、その封筒に「入札者の法人名等」、「開札日」並びに「物品名」を記載のうえ提出すること。

- (2) 提出方法
 - (3)で定める日時及び場所で直接提出することを原則とするが、希望する場合は郵便によることもできる。

ただし、郵便による場合は、二重封筒を使用し、表封筒に「入札書在中」の旨を表記し、中封筒に(1)の内容を記載すること。また、入札執行者あて親展とし、郵便書留により「令和7年10月31日(金)午後4時」までに到着させること。

(3) 入札執行の日時及び場所

令和7年11月4日(火)午後3時00分 秋田県秋田市山王4丁目1-1 秋田県庁本庁舎 6F 西フロア会議室

(下水道マネジメント推進課 隣)

(4) 入札書に記載する金額

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する

金額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた金額)をもって落札金額とするので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

(5) その他

- ア 代理人をもって参加する場合は、その代理たることを証明する委任状を、入札執行前までに提出すること。
- イ 入札参加資格確認申請書を提出した者は、当該申請書を提出したあと落札者が決定されるまでの間において入札参加資格を有しないこととなったときは、開札前にあっては入札辞退届を、開札後にあってはその旨を記載した届出書を速やかに提出すること。
- ウ いったん提出した入札書の書換え、引換え及び撤回をすることはできない。
- エ 入札執行回数は、3回までとする。落札者のいない場合は入札手続きのやり直し、又は 地方自治法施行令第167条の2第1項第6号の規定により、最終の入札において有効な 入札を行った者のうち、入札価格の最も低い者を対象者として、随意契約の交渉を行う場 合があります。
- オ 開札に立ち会わない入札者 (郵送によって入札書を提出した者) は、開札結果の通知に 必要な返信用封筒 (宛名及び受取人の住所、氏名等を明記の上、所要の料金の切手を貼付 したもの) を入札書とともに提出すること。
- カ 入札参加者が1者であった場合であっても、入札を執行するものとする。

9 落札者の決定方法

(1)予定価格の制限の範囲内で、最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。この 場合において、該当する者が2者以上であるときは、くじの方法により順位を決定し、最上位 者を落札者とする。

なお、当該入札者のうち、くじを引かない者があるときは、当該入札執行事務に関係のない 職員にこれに変わってくじを引かせ、落札者を決定する。

(2) 落札者となった者は、秋田県税に滞納がないことを証する書面を速やかに提出すること。

10 入札の無効

次のいずれかに該当する入札は無効とする。

- (1) 秋田県財務規則第166条の各号に該当する入札
- (2) 委任状の提出がない代理人がした入札
- (3) 記名押印を欠く入札

11 契約

落札者は、落札決定の翌日から起算して5日以内に契約を締結しなければならない。なお、 落札者が期限内に契約を締結しなかった場合は、その落札効力を失う。

12 その他

- (1) 契約手続において使用する言語及び通貨は、「日本語」及び「日本国通貨」とする。
- (2)入札に関する説明会は、実施しない。
- (3) 入札参加資格に関するヒアリングは、実施しない。ただし、必要と認めた場合には説明を求めることがある。
- (4)提出された入札参加資格確認申請書等は、返却しない。なお、入札参加資格確認申請書等を 公表し、又は無断で使用することはしない。
- (5) 入札参加資格確認申請書等の作成要する費用は、提出者の負担とする。
- (6) 本公告に定めのない事項については、地方自治法、地方自治法施行令及び地方自治法施行規

則等の定めるところによる。

- 13 問い合わせ先
 - (1) 入札に関する事項

秋田県建設部下水道マネジメント推進課経理チーム

電話番号: 018-860-2465 FAX : 018-860-3813

(2) 仕様書に関する事項

秋田県建設部下水道マネジメント推進課流域設備チーム

電話番号: 018-860-2464 FAX: 018-860-3813